

一 移籍... 命存移籍... 事

右之降... 命存移籍... 事

依此件

中野田村

寛延四年

未二月

中野田村

持七

此人

持七

加戸

加戸

桐生新所

中野田村

右之... 命存移籍... 事

中野田村

中野田村

中野田村

中野田村

中野田村

中野田村

寛延四年... 命存移籍... 事

【釈文】

相渡シ申證文之事

- 一 渡良瀬川往来渡シ船、下新田村権七方へ御請合申度相願候処、御相談之上、被仰渡候趣、左之通、堅相守可申候事
- 一 従 御公儀様被仰出候御條目之趣、於渡場ニ急度相守可申候事
- 一 穀寄村々之外、往来之衆方常水之節、船賃 壹人ニ五文・馬并口付ともニ八文、増水之節、壹人ニ拾文・馬口付ともニ拾弐文、右之外壹錢も余計之船賃取申間敷候、若相定之外往来へ申掛候者ゝ、御吟味之上、渡シ船御取上ケ可被成候事
- 一 昼之儀者不申及、夜中多りとも、往来之衆川原ニまたせ不置、早速相渡シ可申候事
- 一 對往来之衆、悪口・喧嘩・口論ケ間敷儀、堅ク仕間敷候事
- 一 新町市日之儀者、増水多りとも、遠方衆往来迄、船賃取申間敷候事

一 前嶋・平塚川岸荷物、其外諸荷物新町へ
付送り候分、船賃取申間敷候事

一 増水之節者不申及、常水之時尔茂大勢乗せ

不申、乗り下り人馬ともに怪我無之様、大切ニ相

慎可申候事

一 於渡シ場ニ、博奕・諸勝負人宿、堅仕間敷候事

一 橋銭之少々宛、新町并大間々村市日ニ申請候へ共、

向後橋銭取申間敷候事

右之條々堅相守可申候、万一於渡シ場ニ六ヶ敷

儀致出来、御公邊ニ及候節、御役掛リニ御座候付、

御世話之儀者被成可被下候、諸入用金銭等者権七

身上限り、相賄可申候、其上之儀者、於御町内ニ

御役介可被下候、為後日、船渡シ請合證文、依如件

下新田村

寛延四年

船渡シ請合 権七^印

未二月

證人 権兵衛^印

同断 加左衛門^印

桐生新町

御役人衆中

右之通、相違無御座候ニ付、我々とも致印形候、以上

下新田村

組頭 弥五兵衛^印

同 九兵衛^印

同 市郎右衛門^印

名主 利右衛門^印

同 浅右衛門^印

寛延四未年、下新田村権七与申もの江

渡船相預ケ證人并右村役人奥印

為致取置候證文

【読み下し文】

相い渡し申す證文の事

一 渡良瀬川往来渡し船、下新田村権七方へ御

請合申したく相い願ひ候処、御相談の上、仰せ渡され候趣、

左の通り、堅く相守り申すべく候事

- 一 御公儀様より仰せ出され候御條目の趣、
渡場に於いて、急度相い守り申すべく候事
- 一 穀寄村々の外、往来の衆より常水の節（は）、船賃
耆人に五文・馬并口付ともに八文、増水の節（は）、耆人に
拾文・馬口付ともに拾弍文、右の外耆銭も余計の
船賃取り申す間敷く候、若し相い定めの外往来へ申し
掛り候はば、御吟味の上、渡し船御取上げ成さるべく候事
- 一 昼の儀は申すに及ばず、夜中たりとも、往来の衆川原に
またせ置かず、早速相い渡し申すべく候事
- 一 往来の衆に對し、悪口・喧嘩・口論が間敷き儀、堅く
仕り間敷く候事
- 一 新町市日の儀は、増水たりとも、遠方衆（の）往来迄、
船賃取り申す間敷く候事
- 一 前嶋・平塚川岸（の）荷物、その外諸荷物新町へ
付送り候分、船賃取り申す間敷く候事
- 一 増水の節は申すに及ばず、常水の時にも大勢乗せ
申さず、乗り降り人馬ともに怪我これ無き様、大切に相い
慎しみ申すべく候事

一 渡し場に於いて、博奕・諸勝負人宿、堅く仕り間敷く候事

一 橋銭の少々ずつ、新町并(に)大間々村市日に申し請け候へ共、

向後(は)橋銭取り申す間敷く候事

右の條々堅く相い守り申すべく候、万が一渡し場に於いて六か敷き

むずし

儀出来致し、御公邊に及び候節(は)、御役掛りに御座候(に)付、

御世話の儀は成され下さるべく候、諸入用金銭等は権七

身上限り、相い賄い申すべく候、其上の儀は、御町内に於いて

おやかかい

御役介下さるべく候、後日の為、船渡し請合證文、依って件の如し

下新田村

寛延四年

船渡し請合 権七^印

未二月

證人 権兵衛^印

同断 加左衛門^印

桐生新町

御役人衆中

右の通り、相違御座なく候に付、我々とも印形致し候、以上

下新田村

組頭 弥五兵衛^印

同 九兵衛^印

同 市郎右衛門^印

名主 利右衛門^印

同 浅右衛門^印

寛延四未年、下新田村権七と申すものへ
渡船相預ケ證人並びに右村役人奥印
致し取り置き候證文

【解説】

今日、私たちは川で隔てられた向う岸側へ行こうとする時、大抵の場合、考えるまでもなく、橋を利用して対岸へと渡ります。しかし、前近代までは、建築技術の問題もあり、特に大きな川に橋を架けることは困難でした。勿論、橋が全くなかったわけではありません。琵琶湖の南の景勝地、近江八景で知られる瀬田の唐橋は発掘調査の結果、古代から高度な技術で土台を組んでいたことが判明していますし、大化二年（六四六）には、渡河中に流されて亡くなる人が多いことを嘆いた元興寺の僧道登^{だうと}によって、宇治川に橋が架けられたことが知られます（『宇治橋断碑』）。僧侶による架橋といえ、奈良時代の高

僧行基もまた、自分のもとに集まった信者たちを動員して要害の処に数多くの橋（山崎橋など）を架けたことが記録に見えます。しかしこのように常時架橋されている橋というのはめずらしく、浅瀬の上流側と下流側に並行するように杭を打ち、流れと直行する形に杭と杭の間に長い木材を結んで橋桁を作り、その上に平板を乗せた板橋はしげたや、繋いだ船を横に並べて浮かべ、その上を渡る浮橋うきはし船橋がむしろ普通でした。一たび大雨が降って川が増水すると、木製の橋はいとも簡単に流されてしまうことを考えれば、多くの資力・労力をつぎ込んでまで橋を架けるといふ造作をすることは、あまり良い選択肢とはいえ、板橋や舟橋の方が理に適っていたのです。

また、万葉集には飛鳥川を渡る石橋を詠んだ歌がありますが、これは、あまり川幅も水深もなく、流れも穏やかな川に、大きくて平らな石を一定の間隔で並べたものです。隙間なく並べると、その石により水がせき止められ、越水したり肝心の石が水没したりしてしまうため、水が下流へと通過するための隙間を空けることが必要なのです。飛び跳ねるように渡ることから「飛び石」と称されます。後世飛鳥を訪問した本居宣長も渡ったというこの石橋は、飛鳥稻渚の飛び石として、今日なおその姿をとどめています。

古代・中世を通じて橋が架けられ、維持されていたのは政治の中心地である京都や鎌倉、またそこへと通じる街道筋程度に限定され、そ

れでさえ洪水などで流されてしまうと、そのまま断橋となり、渡船に戻ってしまったと考えられています。

一方、橋を架けない（架けられない）ことは、河川を利用した水運の面からは、とても重要なことでした。もし川幅全面に橋が架かっていた場合、その橋脚をくぐれる高さ以上には船に荷を積みません。渡船場の画や古写真をみると、岸から川幅のある程度のところまで板橋や船橋が伸びている一方で、その先は橋がなく渡し船で対岸に渡るという様子がうかがえます。これは、川幅の真ん中の最も水深が深いところを空けておくことで、橋に阻まれることなく大きな荷船の通行を可能にしていたことがわかります。

さて今回は、その川を渡ることに関わる文書を紹介します。いったいどの様なことが書かれているのでしょうか。幸いこの文書には端裏書があります。端裏書については、第七回の講座で説明したことを覚えているでしょうか。文書は、書き出し側を「端」、書き止め側を「奥」といいます。人に差し出す時、または自ら手元に控えを保管する時でも、文書は文字面が内側になるようにして、奥側から端側へと折り込んでいきます。そのため折り終えた時、一番上に来るのは端側の裏ということになります。書状や願書、証文を受け取った場合や、自ら写しや控えを保管する場合には、この折り込まれた文書の一番

上の部分（端の裏側）に、備忘としてその文書の内容を簡略に書き記すことがあります。これが端裏書で、図版の三枚目、【釈文】と【読み下し文】では、四角の枠で囲った部分がそれにあたります。

これによれば、この文書は、寛延四年（一七五二）に下新田村の権七というものが、渡船稼業を請合うこととなった時、証人と同村の村役人の奥印を押して（桐生新町の町役人へ）差し出し、それを（新町側で）取り置いたものとあります。この下新田村の渡船とは、同村と渡良瀬川の対岸本宿村を結んだ赤岩の渡しのこと、今日の赤岩橋よりは幾分下流の、JR 両毛線の鉄橋の辺りに存在しました。この渡しは、桐生新町への西の入り口とでもいふべきもので、近隣農村から米穀や蔬菜をはじめとする食糧を運び込むだけでなく、新町の六斎市へやってくる人や、伊勢崎・前橋方面への往来、さらには足尾銅山道中（銅山街道）あかがねかいじょう沿いの渡しとして大いに賑わい、下新田村側の渡し場には、渡し留め（増水による渡しの停止）時には、宿屋としても利用できる茶屋も設けられていました。江戸時代を通じて、渡良瀬川には通年で渡れる橋はなく、現在の桐生市域では、上流から赤岩の渡し、後谷うしろやの渡し、間之島あいのしまの渡し、松原の渡しでの渡船が利用されていました。（水量の減る冬春には、一部の渡しでは板橋をかけて渡河できるようにしていたようです。）

さて渡船稼業（船頭と渡船場の管理運営）を請合った権七のこの書状から、赤岩の渡しの様子を読んでみましょう。一条目は、渡船稼業を請合いたい旨を申し出て許された下新田村の権七が、以下にあげる条々を固く守るべきこと、二条目は、公儀（幕府）から出されている條目の趣旨を守ることを約束しています。

三条目は船賃。穀寄村（米穀や蔬菜を運び込む近隣農村）以外の利用者からは、常水（通常水位）の時は一人五文、馬と口付（馬を引く人）は八文。増水時は一人十文、馬と口付は十二文とし、それ以外は一銭も受け取らないこと。もしこれ以外を往来の者に要求したら、御吟味を受け、渡し船を取り上げられること。

四条目は昼夜を問わず、渡りたいものがあれば待たさずに渡すこと、五条目は渡し場にやってきたものに対して、悪口や喧嘩、難癖を決してつけないことと続きます。

六条目は、桐生新町に市が立つ日の取り決めです。この日は、たとえば増水していても、「遠方衆往来迄」（遠方からのもの）穀寄村以外のもの）に至るまで船賃を取らないこととあります。ここから、先ほどの、船賃を定めた三条目では「穀寄村之外」のものの船賃だけが明確に定められていながらも、その一方で、穀寄村のものたちのそれが記されていないことの理由がわかります。それは、穀寄村のものたちには、常水・増水時を問わず常時船賃がかけられていなかったというこ

とです。そして重要なことは、常時船賃を徴収されていた遠方のものたちに対しても、桐生新町の市日に限っては、増水時であっても、渡し賃が免除されていたということです。つまり、この新町の市の日は、誰でも船賃を徴収されずに渡らせていたということからは、この渡しの実質的な管理運営者が桐生新町であり、市をより一層繁昌させるために、この渡しを重視していたことが読み取れます。

七条目には、前嶋川岸（現 太田市尾島町）と平塚川岸（現 伊勢崎市境町）の荷物、その外の諸荷物についても桐生新町へ送るものは、船賃を取らないこととしています。前嶋（前島）・平塚の河岸はともに、陸路銅山街道を運ばれた足尾銅山産出の幕府御用銅を積み出した港で、利根川の河岸としては倉賀野河岸（現 高崎市倉賀野町）に次ぐ大規模な河岸であり（安永年間の船問屋数は、倉賀野が九軒、前島は八軒、平塚は七軒）、この河岸で荷揚げされた物資が銅山街道を上って、桐生新町へと運び込まれていました。

八条目は、増水時はもちろん、常水時であっても一度に船に大勢乗せず、乗船・下船時には人馬共に怪我をさせぬよう大切かつ慎重に務めることを、九条目では、渡船場には博奕や賭け事を行うものたちが集まるような宿を開かないことを堅く誓約し、十条目は、従来、桐生新町や大間々村の市日には、少しずつ橋銭（渡り賃）を徴収していたが、今後はそれを取らないことと結びます。

この赤岩の渡しについては、次のような後日談があります。安政六年（一八五九）に渡良瀬川の大水で本宿村が船や渡船場への取り付け道を流失した際、同村はその復興のためとして、穀寄村のものたちにも一律五文の船賃を取ることを新町に通告してきました。これに対し桐生新町とその近隣組合二十四ヶ村は、まったく理がないこととして江戸への出訴に及びます。最終的には文久二年（一八六二）にまで及ぶ、長い訴訟騒ぎとなりましたが、結果は、桐生新町側の主張が通り、穀寄村からは船賃を徴収しないことで済口となりました。

訴訟ともなると、訴え方・相手方双方から、訴えの根拠となる証文や、主張を述べる上申の書面が提出されるため、往々にして、それらが一まとまりの形として町役人の元に残されます。この時の訴訟についても、数点の関係史料が確認されていますが、その中には、当初の赤岩の渡しの運営実態や、その後の変遷を窺い知ることができるものもあります。

それによると、この渡しを利用して桐生新町へと米穀・蔬菜を運んでいた穀寄村の村々については、その都度の渡し賃を支払わなくてもよかった代わりに、夏秋の二季、船頭が村々の軒先を回って、馬持は四升・馬なしは二升ずつの雑穀を徴収され、それが船頭の給分に充てられていたこと。桐生新町が渡船運上うんじょう（営業税）を毎年納めてい

たこと。新しく渡船を製造する際の費用は、新町が九割、穀場村が一割、修復の時に及んでは、新町が全額負担していること。船頭を務めるものが、近年、下新田村のものから本宿村のものへと預け替え（変更）されていることなどがわかります。

こちらの騒動については、木本政雄氏「渡良瀬川赤岩渡船一条始末記」（『桐生史苑』第十三号 一九七四）が、その顛末を詳しく紹介していますのでご参照ください。また、今回の赤岩渡船場については、明治六年に大規模な普請が行われ、その時の絵図面が伝わっています。こちらは群馬県立図書館のホームページ中の「地域資料デジタルコレクション」で公開していますので、ぜひご覧になってください。